

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行規則  
案に関する意見募集の結果について

令和6年7月  
内閣府男女共同参画局

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行規則案について、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。その結果について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 実施方法

- (1) 募集期間：令和5年5月23日（火）から同年6月21日（水）まで
- (2) 提出方法：インターネット上のメールフォーム又は郵送にて

2. 実施結果

- (1) 寄せられた御意見の数：1件
- (2) 寄せられた御意見と御意見に対する考え方：別紙のとおり

3. 公布日・施行期日

- 公布日：令和5年7月5日（水）
- 施行期日：令和6年4月1日（月）

(別紙)

No	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	<p>2. (1)</p> <p>構成員のうち民間の団体又は個人の名称又は氏名の公表については、必要があると認めるときは、その全部又は一部についてその団体又は個人の数の公表をもって代えることができることとする。</p> <p>について</p> <p>&gt;&gt;団体においては、団体名の公表を必須とするべきです。団体の実情を支援を受ける際に調べようとしたときに実情が分からないのは避けるべきです。</p> <p>また、個人であっても、団体に所属している場合は団体名を公表するべきです。</p>	<p>構成員のうち民間の団体又は個人の名称又は氏名の公表については、被害者本人の安全確保及び民間団体等の支援活動の支障となることがないように、協議会を組織する地方公共団体が必要があると認めるときは、その全部又は一部についてその団体又は個人の数の公表をもって代えることができることとするとしたものです。</p>